（福井県越前町議会議員）
北野　正勝
園田　光昭
旭日単光章を授ける（各通）（以上二十四年十二月二十二日）
鈴木　一
旭日双光章を授ける（各通）
花田　一夫
旭日単光章を授ける（各通）（以上二十四年十二月二十三日）
（国土交通技官）
篠原　公治
溝田　平吾
瑞宝小綬章を授ける（各通）
石川　和雄
久保　和憲
福島　正
矢野　勘二
瑞宝双光章を授ける（各通）
小川　浩市
千葉　稔
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十四年十二月二十日）
川口　浩史
瑞宝小綬章を授ける（各通）
片岡　頼次
仁坂　洋員
山城　秀盛
瑞宝双光章を授ける（各通）
今井　通彦
黒田　和智
（法務事務官）
西田　勝美
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十四年十二月二十一日）
伊藤　重臣
定浪　正憲
田中　正夫
安居　信義
瑞宝双光章を授ける（各通）
佐藤　功
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十四年十二月二十二日）
（東京医科歯科大学名誉教授）
平川　公義
瑞宝中綬章を授ける
（高知工業高等専門学校名誉教授）
藤戸　幹夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）
入江　一
鈴木　啓之
野崎　茂
吉澤　俊夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
大茂　一郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十四年十二月二十三日）
冨田　邦彦
瑞宝双光章を授ける（各通）（二十四年十二月二十四日）
千坂　健一
瑞宝双光章を授ける（二十四年十二月二十五日）
岡村　清志
中佐　恭子
蛭田　一
佐藤　仁
中谷　暢夫
佐々木　實
竹島　増夫
濱　忠兵衛
門野　智
今泉　三次
小平友三郎
櫻木　美弘
松岡　昭彦
小原　隆
佐藤　末光
大黒　安男
山田　宣雄
佐藤　功
松橋宇一郎
木原　正信
田中　英曉
丹羽　鉦雄
吉田　廣行
鎌田　清
新村　一幸
松田　昇
三田　啓一
濱嶋　茂
片山　孝
西原　威
松原　茂治
藤田　進
阪井　清志
田久保勝彦
武者　英二

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

富山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年富山労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年１月25日

富山労働局長　半田　和彦

第４号中「１時間739円」を「１時間745円」に改める。

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十五年一月二十五日

関東経済産業局長　宮川　正

一　件名

１　越後天然ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

２　新発田ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日

１　前号１の事案　平成二十五年二月十六日　午後二時から

２　前号２の事案　平成二十五年二月十七日　午後二時から

三　場所

１　第一号１の事案　新津地域交流センター（新潟県新潟市秋葉区新津本町一丁目二番三十九号）

２　第一号２の事案　新発田商工会議所（新潟県新発田市新発田中央四丁目十番十号）

四　事案の要旨

１　第一号１の事案　一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

２　第一号２の事案　一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

３　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）並びに第一号１の事案については越後天然ガス株式会社（新潟県新津市秋葉区新津四千五百十六番地）、第一号２の事案については新発田ガス株式会社（新潟県新発田市豊町一丁目四番二十三号）において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「○○関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、第一号１の事案については、平成二十五年二月一日までに、第一号２の事案については、平成二十五年二月四日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号一三三○―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

２　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「○○関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、第一号１の事案については、平成二十五年二月一日までに、第一号２の事案については、平成二十五年二月四日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号一三三○―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

３　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

４　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）　（郵便番号）

住　所　（電話番号）

職　業

○○申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

１　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

２　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

３　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。